

# 持株会社に関する公取委の 平成17年度報告

制度調査部  
堀内勇世

## 【要約】

「持株会社」にかかわる規定が、独占禁止法には存在する。

公正取引委員会は、その規定にかかわる範囲で、持株会社の動向をまとめている。

公正取引委員会が公表した「平成17年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向」の中に、「持株会社」にかかわる記述が存在する。

ここでは、その持株会社にかかわる記述の部分を紹介する。

## 1. 持株会社とは

「持株会社」とは、独禁法上では、子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産額に対する割合が50%を超える会社と定義されている（ここでは「独禁法上の持株会社」という。独禁法9条5項1号）（注1）（注2）（注3）（注4）。

しかしながら、一般には、「持株会社」という語を、もっと広い意味で用いているようである（ここでは「広義の持株会社」という。）。例えば、「株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配・管理する会社」と定義するものもある。

（注1）「独禁法」の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。

（注2）「持株会社」の独禁法上の正確な定義は、独禁法9条5項1号参照。後述の「（注11）」参照。

（注3）「子会社」とは、要するに、その総株主の議決権の過半数を保有されている会社のことである（独禁法2条10項）。なお、独禁法9条4項に注意。後述の「（注8）」参照。

（注4）銀行持株会社は銀行法2条12号・13号を、保険持株会社は保険業法に2条16号を参照。

## 2. 持株会社に係わる公取委の報告書

持株会社の動向にかかわる記述が、公正取引委員会が公表した報告書の中に、ほんの少しであるが見られる。

その報告書は、平成18年（2006年）6月7日に公表された「平成17年度における独占禁止法第4

章関係届出等の動向」である(注5)。

もっとも、ここで述べられているのは、「独禁法上の持株会社」で、しかも独禁法9条5項・6項で報告や届出が必要とされている持株会社に限定されている(注6)。

限定された資料といえるが、持株会社については、重要な資料といえるので、該当部分を紹介する。

(注5) 公正取引委員会のHP (<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/06.june/06060702.pdf>) 参照。

(注6) 独禁法9条5項・6項の報告・届出義務については、後述の「4. 【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務」参照。

### 3 . 報告書の概要

平成17年度に、独禁法9条5項・6項の報告・届出を行った持株会社は28社である(注7)。

資産規模別に数を示したのが、図表1である。また独禁法9条5項の報告をした持株会社は図表2のとおりである。また、平成17年度に新設されて、独禁法9条6項の届出をした持株会社は、図表3のとおりである。

(注7) 独禁法9条5項・6項の報告・届出義務については、後述の「4. 【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務」参照。

図表1 独禁法第9条の規定に基づく報告・届出会社の総資産規模別件数

総資産規模別	持株会社 (総資産基準額6000億円以上) (独禁法9条5項1号)
8兆円以上	12社
5兆円以上 8兆円未満	2社
2兆円以上 5兆円未満	12社
1兆円以上 2兆円未満	2社
6000億円以上 1兆円未満	0社
合計	28社

(出所) 公正取引委員会「平成17年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向」より作成

**図表 2 独禁法 9 条 5 項の規定に基づく報告書提出会社（持株会社）**

(株)九州親和ホールディングス
(株)ほくほくフィナンシャルグループ
ソフトバンク(株)
三井トラスト・ホールディングス(株)
(株)りそなホールディングス
(株)住生活グループ
ジェイ エフ イーホールディングス(株)
(株)みずほフィナンシャルグループ
日本電信電話(株)
新日鉱ホールディングス(株)
(株)ユーエフジェイホールディングス
(株)札幌北洋ホールディングス
(株)T & Dホールディングス
(株)三井住友フィナンシャルグループ
(株)ミレアホールディングス
双日ホールディングス(株)
アクサジャパンホールディング(株)
(株)もみじホールディングス
(株)日興コーディアルグループ
(株)三菱東京フィナンシャル・グループ
東短ホールディングス(株)
アイ・ビー・エム ワールド トレード アジアホールディング L L C
ジー・イー・キャピタル・インターナショナル・ファンディング・インク

(出所)公正取引委員会「平成 17 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等の動向」より作成

**図表 3 独禁法 9 条 6 項に基づく届出会社**

(株)セブン&アイ・ホールディングス
第一三共(株)
(株)三菱ケミカルホールディングス
(株)きらやかホールディングス
(株)紀陽ホールディングス

(出所)公正取引委員会「平成 17 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等の動向」より作成

(\*) 上記報告書ではこの 5 社が持株会社であると明記されていないが、文脈等からこの 5 社は持株会社であると判断した。

## 4 . 【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務

### (1) 既存の会社の場合 (報告)

会社及びその子会社の総資産合計額が、次の基準額を超えている場合には、毎事業年度終了後 3 か月以内に、会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない(独禁法 9 条 5 項、独禁法施行令 13 条) (注 8) (注 9) (注 10)。

独禁法上の持株会社 (注 11)	6 0 0 0 億円
銀行、保険会社及び証券会社 (独禁法上の持株会社、証取法上の証券仲介業者を除く。)	8 兆円
及び 以外の会社	2 兆円

(注 8) ここでいう「子会社」には、次の 2 つの場合が含まれる(独禁法 2 条 10 項、9 条 4 項)。

会社がその総株主(総社員を含む。以下同じ。)の議決権の過半数を有する他の国内の会社

会社及び当該会社の に該当する子会社又は会社の に該当する子会社が保有する議決権の合計が、議決権の過半数を超える他の国内の会社(みなし子会社)

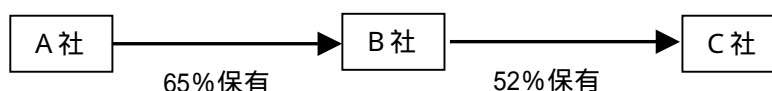
(注 9) ここでいう「会社及びその子会社の総資産合計額」は、公正取引委員会規則(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」)で定める方法により計算することになる(独禁法 9 条 5 項)。また、国内の会社であるものだけが対象である。

(注 10) 報告書の様式については、公正取引委員会規則(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」)で規定されている。

(注 11) ここでいう「持株会社」とは、子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。)の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える会社のことである(独禁法 9 条 5 項 1 号)。

ただし、ある会社が上記の基準に該当する場合でも、他の会社の子会社にあたる場合は、報告書を出さなくてもよいとされている。

例えば、次のようなグループで、B 社が上記の基準に該当する場合にも、報告書を出さなくてはならないのは、A 社のみであるということである。



## ( 2 ) 新設会社の場合 ( 届出 )

新たに設立された会社の場合、当該会社及びその子会社の総資産合計額が、次の基準額を超えている場合には、その設立から 30 日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない(独禁法 9 条 6 項) (注 12) (注 13) (注 14) (注 15)。

独禁法上の持株会社 (注 16)	6 0 0 0 億円
銀行、保険会社及び証券会社 (独禁法上の持株会社、証取法上の証券仲介業者を除く。)	8 兆円
及び 以外の会社	2 兆円

(注 12) ここでいう「子会社」については、「(注 8)」参照。

(注 13) ここでいう「会社及びその子会社の総資産合計額」については、「(注 9)」参照。

(注 14) この基準は、前記の「(1) 既存の会社の場合(報告)」と同じである。

(注 15) 届出書の様式については、公正取引委員会規則(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」)で規定されている。

(注 16) ここでいう「持株会社」については、「(注 11)」参照。